

「神奈川県子ども・子育て支援推進条例」改正素案（たたき台）修正案

第1章 総則

第1節 通則

1 目的

この条例は、子どもの目線に立った施策の推進について、基本理念を定め、及び県、県民、事業者等の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項を定めることにより、子ども一人一人が自分らしく、幸せに暮らすことができ、~~未来を担う人材としてその望みと願いを尊重しながら~~社会全体で育むことができる社会を実現し、もって誰もが自分らしく幸せに暮らすことができる社会をつくることを目的とする。

2 定義

- (1) こども 心身の発達の過程にあり、~~おとなとして~~円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者をいう。
- (2) こども・子育て支援機関等 こども・子育て支援を行う児童福祉施設、教育機関その他のこども・子育ての専門的な知見を有する関係機関及び民間の団体をいう。

第2節 基本理念等

3 基本理念

子どもに関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 全てのこどもは、国籍、性別、障害の程度などによるあらゆる差別を受けず、生命、生存及び発達に対する権利や意見を尊重されるとともに、権利の主体として尊重され、最善の利益を優先して考慮されること。また、全てのこどもは、社会の一員として意見を表明する機会及び社会参画の機会を確保され、その意見が施策に適切に反映されること。
- (2) 父母その他の保護者が子育ての責任を果たせるよう、子育てしやすい社会環境を整備し、子育ての負担軽減や不安~~を解消し、喜びを実感する~~ことができるよう~~にすることを図ること~~。
- (3) 社会全体が子育てに関わる当事者として主体的に連携し、及び協力すること。

4 県の責務

- ・ 市町村、県民、事業者及びこども・子育て支援機関等と連携し、子どもに関する施策を策定し、これを総合的、計画的かつ広域的に実施する。
- ・ 市町村が行うこども施策に関し、必要な支援と広域的な調整を行うよう努める。
- ・ 県民、事業者、支援機関等の取組を推進するため、情報提供等の支援を行うよう努める。

5 情報の提供及び意見の聴取

県が実施するこども施策に関する理解促進のための情報の普及啓発、意見募集

に努める。

6 市町村との連携

こども施策の策定及び実施に当たっての市町村との連携・協力、市町村への情報の提供、助言その他の必要な支援を行う。

7 こども・子育て支援機関等の責務

関係機関等の相互の連携を図り支援を推進するとともに、県のこども施策へ協力するよう努める。

8 事業者の責務

雇用する労働者の充実した職業生活及び豊かな家庭生活のための環境の整備に努める。

9 県民の責務

こども施策に関する関心と理解を深め、県のこども施策に協力するよう努める。

第2章 基本的施策

第1節 こどもの意見表明

1012 こどもの意見表明の機会の確保

こどもの社会参画の機会確保やこどもの意見の施策への反映及びその結果の伝達に必要な措置を講ずるものとする。

第2-1節 施策の基本的な考え方

1110 理念の普及啓発

条例の趣旨及び内容について関心と理解を深めるための普及啓発を行うものとする。

1211 かながわこども・子育て支援月間

こども施策推進のための強化月間を設ける。

12 こどもの意見表明の機会の確保

~~こどもの社会参画の機会確保やこどもの意見の施策への反映及びその結果の伝達に必要な措置を講ずるものとする。~~

13 こどもに関する基本計画

こども施策を総合的かつ計画的な推進を図るための計画を策定しなければならない。

14 財政上の措置

こども施策実施のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

15 年次報告書の作成及び公表

こども施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、公表するものとする。

第2節 こどもの権利擁護

16 こどもの人権侵害に対する措置

こどもの人権侵害に関する相談体制の整備、助言、指導及び調査その他必要な措置を講ずるものとする。

17 児童虐待の防止等の推進

虐待の未然防止及び早期発見のために必要な施策を講ずるとともに、虐待を受

けたこども・保護者に対して必要な指導及び支援を行うほか、市町村等が実施することの生活に関わる環境の整備に協力するものとする。

18 社会的養護及び自立支援の充実

社会的養護を必要とする子どもの福祉の充実と自立支援のための措置を講ずるとともに、社会的養護を経験した者の円滑な社会的自立のための支援等を行うものとする。

19 いじめの防止

学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするための必要な措置を講ずるものとする。

20 要保護児童対策地域協議会への支援

市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の円滑な運営のための必要な支援を行うものとする。

第3節 こども・子育て

21 こどもの居場所づくり

こどもが安全で安心して過ごせる居場所づくりに必要な環境の整備を図るものとする。

22 不登校のこどもへの支援

不登校の子どもの多様な学びの場の確保に必要な措置を講ずるものとする。

23 ひきこもり当事者とその家族への支援

ひきこもり状態にあるこどもが地域社会から孤立せずに安心して社会生活を営むことができるために必要な支援を行うものとする。

24 こどもの自立に向けた支援

こどもが将来、社会的に自立した生活を営むことができるよう、就労や社会参加に必要な能力・技術の習得、機会の提供等につながる支援を行うものとする。

25 貧困の状況にあるこども等に対する支援

貧困の状況にあるこどもに対する教育を受ける機会の保障、生活の安定に資するための援助その他の必要な措置を講ずるものとする。

26 ヤングケアラー支援

適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように支援を行うものとする。

27 孤独・孤立の状態にあるこどもへの支援

こどもが地域社会とつながり必要な支援を受けられるよう、多様な主体が参画する官民連携を推進するとともに、孤独・孤立対策への社会全体の関心を高めるための必要な施策を行うものとする。

28 障害児・医療的ケア児等への支援

医療的ケア児や心身の機能の障害があるこどもが健やかに成長し、家族も含め地域で安心して暮らせるよう、関係機関の緊密な連携を図り、適切に在宅生活支援、社会生活支援等が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

29 母子に係る保健及び医療に係る取組に対する支援

市町村が行う妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、保健指導等の取組が効果的に実施されるよう支援するものとする。

30 子育て家庭に対する支援

子育ての負担軽減を図るために必要な知識及び情報の提供、専門的な相談の実施など必要な支援を行うものとする。

31 家庭生活における子育てと他の活動の両立支援

こどもを生み育てる家庭生活と職業生活その他の社会生活等との調和を図るために必要な措置を講ずるものとする。

第4節 推進体制

32 推進体制の整備

こども施策の総合的、計画的、かつ広域的な推進を図るための体制を整備するよう努めるものとする。

33 人材の確保、育成等

こども・子育て支援機関等における人材の確保、育成及び技術の向上を図るための情報提供、研修その他の必要な措置を講ずるものとする。

34 調査研究

こども施策の推進に必要な事項の調査研究を行うものとする。

35 顕彰

こども施策の推進に寄与したものの顕彰に努めるものとする。

36 子育て支援に取り組む事業者の認証

優れた子育て支援に取り組む事業者である旨の認証を行うことができる。

第3章 雜則

37 委任

条例の施行に必要な事項は知事が別に定める。